

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 10 月 29 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナイジェリア国農業金融ツーステップローン事業準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ナイジェリア国農業金融ツーステップローン事業準備
調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00561

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 10 月 29 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国農業金融ツーステップローン事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月～2026年7月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月末頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 11 月 4 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 11 月 5 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 11 月 10 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 11 月 14 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 11 月 26 日 11 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/X9kJapuxmK>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- （4）電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第 2 章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第 3 章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第 1 章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第 3 章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザ

ルの第 3 章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	融資対象、融資条件（保証制度等含む）等を明確にするためのナイジェリアの農家経済調査及び設備投資需要調査	第 4 条（3）（4）（5）
2	実施機関、PFIs 等の経営状況確認等を踏まえた PFIs の選定方法の提案	第 4 条（5）
3	既往案件との連携及び日本技術との連携検討	第 3 条（13） 第 4 条（3）（16）
4	ツーステップローン事業及びスリーステップローン事業の運用方法の提案	第 4 条（14）（15）
5	コンサルティング・サービスの提案	第 4 条（4）（26）

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第 1 条 業務の目的

本業務は、「第 3 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第 5 条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第 2 条 業務の背景

別紙 1 のとおり。

第 3 条 実施方針及び留意事項

（1）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。特に、仲介金融機関(PFIs)や農業関連企業、農家等から情報収集を行うに際して、本事業を通じた支援が得られるという期待が生じないように十分注意を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明(事業費を含む)に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 特に、ナイジェリアに対するツーステップローン事業は、発注者として初めての試みであり、仲介金融機関(PFIs)や農業関連企業の財務状況、審査能力、農家に対する金融商品、他ドナーによるツーステップローン事業支援状況等を踏まえて慎重に案件形成を行う必要がある。

(2) 調査スケジュールについて

- 円借款形成に向けて、発注者によるミッション派遣を予定しているため、これらのタイミングにおいて、本調査の検討結果が適時に発注者に提供されることが求められる。2026 年 2 月に FF ミッション、2026 年 5 月に審査ミッションを予定。

(3) 調査対象地域・安全配慮について

- 円借款事業対象地域はナイジェリア全土であるが、本調査においては、JICA 安全対策措置により渡航禁止とされている地域への渡航は行わない前提で調査を実施する。当面は現行のレベルに変更がないことを前提に公示段階でレベル 2 に設定されている首都アブジャ及びビラゴス州等への現地渡航が可能である想定でプロポーザルを作成することとする。本調査を通じ、円借款事業対象地域の絞り込みを行い、一部を対象とすることも排除しないが、本事業は邦人が渡航困難で支援が困難な危険度の高い地域(特に北東部)への裨益も見込めるものであることから、遠隔での事業実施を前提に安全の確保が見込める場合には、これら地域を含めることを積極的に検討する。

(4) 教訓活用

- 農業分野は、アフリカ(ケニア、タンザニア、カメルーン、セネガル他)やアジア(インド、インドネシア、バングラデシュ、フィリピン他)地域で先行する多くの事例があるため、JICA 事業については事後評価レポート等を、他ドナーについては公開情報や当地でのヒアリング等を通して、計画と成果の検証、事業計画や実施監理体制

の適切さ等の評価を行い、ナイジェリアの脈絡に鑑みて開発効果と自律発展性とを最大化させられるよう教訓を抽出し事業提案に反映させる。

(5) 参考資料

➤ 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）

☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）
（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

➤ 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

(ア) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）

(イ) コンサルティング・サービスの TOR サンプル

(ウ) 事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

(エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(オ) ESMS チェックリストの様式、「サブプロジェクト・モニタリングフォーム案」

(6) 審査の重点項目

➤ 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している
(macOS は推奨しない)

者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 適用される技術基準
- ② 調達計画
- ③ 事業費
- ④ 事業実施スケジュール
- ⑤ 事業実施体制
- ⑥ 運営体制
- ⑦ 運用・効果指標
- ⑧ 環境社会配慮

(7) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(8) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
 - 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
 - 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① アフリカ地域途上国での農業金融における FinTech の活用に関する基礎情報収集・確認調査報告書（2019）[1000040144.pdf](#)
 - ② アフリカ地域サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査（2020）[12357745_01.pdf](#)
 - ③ ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査（2024）[12376067.pdf](#)
 - ④ Feasibility Report for the Two-Step Loan Project Formulation in Nigeria（2021）※ ナイジェリアにおける、農業に限らない中小零細企業の金融アクセス状況、金融サービス業概観等を調査し、ツーステップローンの可能性を検討・分析したもの。JICA ナイジェリア事務所主管で現地コンサルティング企業に委託して実施。報告書（英文のみ）は非公開のため契約後に配布予定。

(9) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。

(1 0) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため環境カテゴリ分類が FI に設定されている。
- カテゴリ A 相当の大規模な環境社会影響を持つことが想定されている事業は支援の対象としないこととする。また、本調査において、実施機関（スリーステップローンの場合は PFIs）の環境社会配慮能力について確認するとともに、環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成、実施機関（スリーステップローンの場合は PFIs）の環境社会管理システム（Environmental and Social Management System。以下、「ESMS」という。）分析結果の作成支援にかかる検討を行うこととする。
- なお、本事業では実施機関・PFIs が本事業で雇用されるコンサルタントの支援を受けつつ、当国国内法制度及び JICA 環境社会ガイドラインに基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が取られることとする。

(1 1) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

ナイジェリア農業セクターにおけるデジタル技術活用のポテンシャルを検討し、協力方針や事業提案の際には、可能な限りデジタル技術の活用を含めることとする。特に農業金融分野では、金融機関が借り手である農家の情報を集めることが難しいことが金利の高さにつながっている。天候や農家の健康状態等も含め、金融機関の与信分析に応用可能な情報や技術を持つ企業を調査し、ツーステップローンでの連携可能性を分析する。また、フィンテックや Embedded Finance（組込型金融）等の活用可能性も検討する。

(1 2) 迅速化に向けた検討

☒ 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

(13) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
 - 想定する既往事業を以下に列挙する。
- ① 技術協力プロジェクト「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト（SHEP）」（2020 年～2024 年）では、小規模農家を対象とした市場志向型の農業の普及を推進してきた。本事業では、同技術協力プロジェクトにより指導を受けた小規模農家の金融面での支援を検討する。
 - ② 無償資金協力「稲種子生産体制強化計画（CARD 無償）」（2024 年 8 月 G/A 署名）では、国立穀物研究所（NCRI）において種子栽培・生産及び収穫後処理、種子の自主検査のための資機材を整備する計画である。同無償資金協力を通じて生産される原原種（Breederasic Seed: BS）から、原種（Foundation Seed: FS）が生産され、FS から農家が使用する認証種子（Certified Seed: CS）が生産される。技術協力プロジェクト「コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト（CARD 技術協力）」（2025 年～2029 年）では、ナイジェリア連邦農業・食料安全保障省（FMAFS）傘下の各機関や FS 及び CS を生産する種子会社、種子農家の種子生産・品質管理能力の強化を実施している。本事業では、同技術協力で支援を受けた種子会社・種子農家の種子生産量増加や種子の品質改善等に資する金融面での支援を検討する。また、同無償資金協力及び技術協力を通じて生産された高品質種子を普及させていくためのコメバリューチェーンの民間アクターに対する金融支援も検討する。
 - ③ 日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）では、本邦企業製農業機械の展開促進に向け、FMAFS や商工会議所等の関係者をメンバーとした AFICAT 委員会を設立し、AFICAT に関連する活動を「アフリカ地域サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査」を通じて実施している。本事業では AFICAT と連携した本邦企業製農業機械の導入促進の取り組みを検討するため、サービスプロバイダー（農業機械を所有し、耕うん、稲刈り、精米等を農家等から請け負う業者）や精米業者、集荷業者等を対象とした金融支援の提供を検討する。
 - ④ 技術協力（個別専門家）「起業家支援・イノベーション推進アドバイザー」ではスタートアップ（SU）向けビジネスプラン改善支援プログラムの実施支援等を実

施しており、無償資金協力「アブジャにおける起業家支援施設整備計画」では SU ハブの建設、無償資金協力「社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画」では SU 支援のために同国に設置されるファンドに資金提供を実施している。本調査では、これらの事業で支援対象となる SU への融資提供について検討する。

- ⑤ 技術協力（個別専門家）「北東部州復興計画策定能力強化」では先方政府が作成する「北東部安定化開発マスタープラン（NESDMP）」等に基づき、紛争影響地域における特有の課題（農産物生産・流通面の弱体化、多様な人々の経済的自立、IDP の定住・帰還等）に配慮したプロジェクト計画・運営管理にかかる能力強化を支援している。北東部の農業セクター支援の観点から本事業との連携を検討する。
- ⑥ 海外投融資「ナイジェリア 気候変動対策支援事業」では Access bank 向けに融資を行っており、本事業との連携を検討すること。

（１４）相手国関係機関との調整

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関に加え、関係機関も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。
- 本事業の実施にあたっては、連邦財務省（FMF）による政府保証、JICA 既存案件の実施機関である連邦農業・食料安全保障省（FMAFS）による政策整合性の確保が不可欠である。
- また、本事業では小規模農家向けのスリーステップローンも検討していることから、農業開発銀行（BOA）や農業開発基金（NADF）等制度金融機関との機能整理および役割分担を明確化する必要がある。調査では、関係政府機関との協議を通じて、事業全体の制度的整合性を担保する。
- なお、本事業では、中央省庁（財務省、農業食料安全保障省等）や BOA、Nigerian Sovereign Investment Authority（NSIA）、NADF 等の多機関との連携・調整が求められることから、事業実施体制の構築が重要となる。事業実施主体としての運営委員会設置の要否や、他機関との連携による農業金融政策の推進、保証制度の導入等について協議が必要。

第４条 業務の内容

（１）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データ

をリストアップし、業務計画書に反映する。

- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。その際、先行して実施した「ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査」での調査結果も参考にし、情報収集は効率的に行う。

(ア) ナイジェリアの開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ

(イ) ナイジェリアの経済・社会の状況

(ウ) ナイジェリアの農業金融セクターの状況

(エ) ナイジェリア産業銀行 (Bank of Industry。以下、「BOI」という。) の状況 (以下項目参照)

- (i) 組織概要 (組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等)
- (ii) 財務構造 (貸出債権の状況、貸付分類方法、引当基準等を含む)
- (iii) 主要財務指標の分析 (ROE、ROA、自己資本比率、不良債権比率、純金利マージン、流動比率、外貨ポジション)
- (iv) 資金調達状況
- (v) 融資スキーム、金利構造、担保・保証徴求基準
- (vi) ガバナンス体制 (融資に係る意思決定フロー、政府による人事権への介入、取締役・経営陣のインテグリティチェック)
- (vii) 抱えている課題の特定、内部監査体制、過去の不正事案への対応状況等把握、能力強化・ガバナンス強化・不正腐敗対策等の施策検討、BOI が財政難に陥った場合の政府による財政支援の実績や法的救済措置の有無
- (viii) 審査に係る手続き・基準、職員の審査能力、モニタリング評価方法、金融機関としてのガバナンス構造 (融資先選定基準、融資先決定の意思決定プロセス、関係省庁等の関与含む)
- (ix) 金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
- (x) 地方行政オフィス等との連携及び地域の情報収集方法
- (xi) 農業機械、灌漑開発、食品加工等のバリューチェーン開発に資する中長期 的設備投

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

資に係る融資件数、審査件数、審査基準、資金需要、資金調達計画、その他審査にかかる留意事項等

- (xii) 優先作物（コメ、トウモロコシ、カウピー、キャッサバ、ミレット、油ヤシ、ゴマ等）に係る融資状況（融資件数、審査件数、審査基準、資金需要、資金調達計画、その他審査にかかる留意事項等）及び想定される主要な資金使途
- (xiii) 他ドナーの支援状況の確認
- (xiv) 融資対象（小規模農家、農業組合、農業関連企業）の能力強化策の検討、保証制度や救済措置の検討

(オ) その他ナイジェリアの主要な金融機関の状況

ABP 等過去の事例からの教訓抽出、農業開発金融機関（BOA、NADF、マイクロファイナンス及びインフォーマルな金融取引含む）の役割分担及び実情把握、資金制約・需給状況にかかる情報収集を行う。また、農家等のエンドユーザーが自然災害や市場変動等により返済困難となった場合の救済措置や保証制度（信用保証、収入保険等）の導入可能性についても検討する。

(カ) 優先作物（コメ、トウモロコシ、カウピー、キャッサバ、ミレット、油ヤシ、ゴマ等）のバリューチェーン開発の実態

特に、該当作物における主要アクター（生産、収穫後処理、輸送、保存、卸売事業、小売事業、輸出事業、食品加工業など）、投資可能性（市場の整備状況や投資規制の整理）、上記を踏まえ資金アクセス上の制約を確認（担保、財務管理能力、ビジネスプラン作成能力等）。

- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（４）農家経済調査・設備投資需要調査

- 本円借款事業は、ナイジェリア全土において、BOI を通じた小規模農家・農業組合・農業関連企業への中長期資金供与及び BOI への能力向上支援を実施することにより、同国の小規模農家を中心とした農業バリューチェーンの機能強化及び小規模農家への包括的な生産支援の促進を図り、もってナイジェリア国内の農業生産性向上及び小規模農家の生計向上に寄与することを目的として実施される予定である。
- 2023 年～2024 年に実施された「ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査」において、ナイジェリアにおける農業セクターにおける資金需要や金融アクセスの状況については一定程度収集しているものの、十分把握されていない。そのため本円借款事業においてターゲットとなりうる小規模農家、農家グループ、農業関連企業等について事業規模や作物種別等の情報収集を行うことで、融資対象者の返済能力の確認及び融資ニーズの具体的な金額を把握することで融資対象の詳細

細を確認し、総事業費、融資対象、融資条件（金利、期間、担保等）の検討を行うこととする。

- ・ 農家経済調査：農家グループ・組合・個人事業主、法人の金融アクセス、収入・資金調達・債務の状況、農業機材・設備にかかる資金ニーズ、農業機械・設備の所有・借入・調達状況、直面している技術的な課題、財務管理強化の方法を調査、保証制度の具体的提案、フォーマル・インフォーマル金融事業者の有無等を調査。加えて、農家等のエンドユーザーが本事業の目的や支援内容を正しく理解しているかを確認し、認識醸成のための情報提供や研修等の必要性についても検討する。
- ・ 設備投資需要調査：優先するフードバリューチェーン関連主要アクターの実態把握（生産、収穫後処理、輸送、保存、卸売事業、小売事業、輸出事業、食品加工業など）、及び設備投資にかかる資金需要、投資可能性（市場の整備状況や投資規制の整理）、上記を踏まえ資金アクセス上の制約（担保、財務管理能力、ビジネスプラン作成能力等）、スタートアップ及び日本企業との連携可能性を確認。

また、事業効果測定の日安として農業機械等を含む設備投資を行うことにより、直接的・間接的に裨益する農家数等の対象規模を確認する。本調査において、農家を含む想定されるエンドユーザーの投資パターン（現行の経営状況、投資後の経営状況、返済までの事業期間を通じた投資効率）を含めたモデルを具体的に提示する。加えて、農家等のエンドユーザーが本事業の目的や支援内容を正しく理解しているかを確認し、認識醸成のための情報提供や研修等の必要性についても検討する。

なお、農家経済調査・設備投資需要調査については、現地再委託を認める。加えて、本円借款事業を通じて、ツーステップローン供与と併せ、コンサルティング・サービスでは金融機関向けの審査、与信管理、ガバナンス強化等の機能強化に関するものと、B0I や PFIs を通じた融資対象（小規模農家、農業組合、農業関連企業）の金融リテラシー向上、財務管理能力強化を想定しているため、農村部において優先的に対応すべき技術的な課題、対応策、技術普及の方法（実施体制）等の詳細についても、検討を行うこととする。なお B0I 及び PFIs の審査能力の向上のためコンサルティング・サービスを実施する際に、本事業を円滑に運営するためのエンドユーザーへの審査基準の設定やマニュアルの作成等の検討を行う。技術的な課題及びその対応策の検討にあたっては、発注者が実施している他の農業案件等との連携可能性についても検討を行うこと。

（５）PFIs 選定方法

- 本事業においては、農業組合、農業関連企業に対しては B0I を介したツーステップローンによって融資するが、小規模農家への融資は PFIs を通じたスリーステップローン

を想定している。本調査では、事業実施機関である B0I 及び PFI s の農業分野における融資実績、組織体制、与信管理、サブローンの実行およびモニタリング能力等を多角的に確認・分析し、PFI s 候補を選定し、PFI s 候補に対し詳細分析を行う。PFI s の選定に際しては、B0I が協働経験のある金融機関を中心に財務状況を含む現状確認・課題分析を行い、円滑に進める能力を有する金融機関を選定する。また、必要に応じて組織的・制度的な能力強化の方向性を検討する。

- これらの分析結果を踏まえ、融資金額におけるツーステップローン、スリーステップローンの割合を検討し、事業の実施体制を検討する。
- 加えて、モバイル企業（MTN や Airtel）やベンチャーキャピタル、ファンド等新興（非伝統的）金融機関の融資状況も調査し、PFI s としてのポテンシャルを検討することとする。
- また、ナイジェリア政府関係機関、金融機関、他ドナー等との協議に基づき、本円借款事業を形成する上での課題・分析を行い、妥当な総事業費及びエンドユーザーへの金利条件を設定すること。さらに、農家が無担保あるいは低担保で融資を受けられるための保証制度（信用保証、収入保険等）や、自然災害や市場変動等により返済困難となった場合の救済措置の導入可能性についても検討し、融資条件（特に金利設定）については、農家等のエンドユーザーに過度な負担が生じないように配慮し、中間金融期間に利益が集中しない制度設計を検討すること。

（6）他ドナーとの連携・協調

- 既に B0I 向けに融資を行っている世界銀行、アフリカ開発銀行、ドイツ国際協力公社（GIZ）等のドナー機関がナイジェリア農業セクターに対して事業を行っていることから、本調査進捗の過程で当該機関と事業内容及び今後の戦略等について情報交換を行い、JICA ナイジェリア事務所と適宜共有の上、効果的な連携や本事業の付加価値について検討を行うこと。

（7）自然条件調査、現地条件調査等

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない

（8）環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - ESMS に不足があれば、強化策を必要に応じて円借款コンサルタント TOR 案等と共に提案する。
 - ESMS 分析結果に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(9) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 調査実施に際しては、対象地域の社会（や世帯内）におけるジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・観衆等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取組を事業内容に反映させる。
- 特に地方部の貧困世帯では、稼ぎ手とみなされる男性が世帯の収入の用途を決定し、女性や子供のニーズを満たすことが優先されないという現状がある。家事・育児を担うと見なされる女性が、家事や育児のニーズを満たすために収入を得ることで、世帯全体の生活レベルが向上する例も報告されていることから、本調査では農業セクターのジェンダーに係る課題を分析し、提案する事業案においては、ジェンダー平等に配慮する。

(10) 社会的弱者への配慮・公平性の検討について

- 本調査の実施に際して、本事業の介入を受ける受益者が先住民族、障害者、マイノリティ等であった場合にどのような配慮を行えるか、また受益者の差異に配慮し均等な結果の保証に留意しながら案件を形成することができるかについて検討を行う。
- 本調査において、農業セクターの障害にかかる課題、ニーズを分析し、提案する事業案において障害者農家が除外されないよう、配慮すること。

(11) 紛争影響への配慮

- ナイジェリア北東部三州及び周辺州においては、ボコハラム/ISWAP (Islamic State West African Province) の攻撃によるインフラの損失に加えて、200 万人を超える国内難避難民や死傷者が発生している他、全国で民族間、宗教間の対立が続いている状況にある。農業セクターの現状分析においては、別途契約後に配布する平和構築アセスメント報告書も踏まえ、紛争影響に係る社会状況も踏まえた調査を実施する。

(12) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵

- ☒ 「気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT) (適応策)」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

受益者数)の推定を行う。

(13) 代替案の検討

☒ 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目⁶は以下のとおり。

① 本事業の設計

(14) 概略設計

上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施にあたっては、本事業に係る実施方針（ツーステップローン、スリーステップローン）を提案し、発注者と協議し承諾を得た上で、相手国政府・実施機関等に説明を行う。

(ア) 農業組合・農業関連企業向けツーステップローン

(イ) PFIs を経由した小規模農家向けスリーステップローン

(ウ) コンサルティング・サービス（ショートリスト方式）

(15) 事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。総事業費及び円借款支援額の妥当な規模感について、過去その他ドナーが既に実施済の事業の進捗状況や教訓、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ、B0I 及び PFIs と以下の項目について検討を行うこと。なお、以下の検討後、B0I からエンドユーザーへ融資を行う「ツーステップ型」と、PFIs を経由する「スリーステップ型」への資金配分モデルを提示する。

(ア) 事業スコープ

➤ ツーステップローン及びスリーステップローンの具体的な体制

➤ 審査基準・プロセス

➤ PFIs 選定基準（財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力等）の選定。

➤ 資金フローと各ステップでの融資条件・手数料（借入適格者、融資期間、金利、担保、融資金額上限、資金使途、連帯保証、為替・金利リスクの所在、負担者の特定（各リスクのコストへの簡易換算を含む）融資条件の見直しの方法、等）。農家等のエンドユーザーに対して過度な金利負担が生じないように、金利設定の妥当性を検討するとともに、中間金融機関（PFIs 等）に利益が過度に集中しない融資条件の設計についても検討する。

⁶ 概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

(イ) 総事業費、借款額及び資金計画

- 資金需要計画
- サブローンの融資対象とする資金使途
- サブローンの期間設定（据置期間及び返済期間の内訳も含む）
- サブローン一件あたりの融資上限
- サブローン融資の際の審査システム（農作物の生産量、所得等のデータについて継続的に調査するシステムの有無）

(ウ) リボルビングファンドの運営実施体制に関する検討及び協議。他ドナー実施の有無を確認しつつ、既に実施されているようであれば、他ドナーによるツーステップローン事業のリボルビングファンド運営との関係も含め検討すること。

(エ) 事業実施について

- 事業実施運営体制
- コンサルティング・サービスの検討（BOI 及び PFIs の審査能力の向上及び、本事業で求められるエンドユーザーへの技術指導内容と技術指導体制の提案）：以下の項目を含めて検討すること。
 - ・ 目的
 - ・ 対象者
 - ・ 実施時期（サブローン提供前、提供中、返済期間等）
- 運用・効果指標の検討
- 定性的効果の検討
- 他ドナーとの連携可能性の検討
- DX を活用できる要素があるか検討
- 既存 JICA 事業との連携のための優遇条件の検討
- 日本企業との連携可能性の検討
- 本事業における優先作物（コメ、トウモロコシ、カウピー、キャッサバ、ミレット、油ヤシ、ゴマ）の優遇条件の設定
- ジェンダー主流化についての検討
- 社会的弱者への配慮・公平性の検討
- 気候変動への影響についての検討（温室効果ガスの排出削減量を推計）
- 環境社会配慮（主要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成、環境社会管理システム（ESMS）分析結果の作成支援に係る検討を行う。）
- ナイジェリアにおける農業金融の分野の改善や今後の発展、実施すべき施策等の観点からの提言
- エンドユーザー等に対しての本ツーステップローン商品の広報戦略、本事業全般

の広報に関する提言の検討

(16) 本邦技術の活用可能性の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

SHEP アプローチを活用した農家振興プロジェクト、CARD 無償及び CARD 技プロ、日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）等の将来的な農業機械促進事業や SU 支援事業の対象となっている SU 企業との連携等他のプロジェクトとの相乗効果、本邦企業の同国への展開の促進にどう貢献できるか等について検討する。必要に応じて本邦企業にヒアリングを行う。

(17) 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

(ア) 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) フロントエンドフィー

(オ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(カ) その他 1（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(キ) その他 2（融資非適格項目※）

ア) 初期運転資金

イ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

(イ) 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

(ウ) 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得

る。

(エ) 事業費にかかるコスト縮減の検討

- ・ 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

(オ) 類似事業との事業費等の比較

- ・ 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）

(18) 調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(ア) 相手国における当該類似事業の調達事情

(イ) コンサルタントの選定方法案

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

(19) 事業実施体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

(ア) 実施機関の体制（組織面）

- ・ 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

(イ) 実施機関の体制（財務・予算面）

- ・ 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

(ウ) 実施機関の体制（技術面）

- ・ 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

(エ) 実施機関の類似事業の実績

- ・ 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

(オ)実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

(20) 運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

(ア)運営機関の体制（組織面）

- 運営機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

(イ)運営機関の体制（財務・予算面）

- 運営機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営体制の財務的持続性を検討する。

(ウ)運営機関の体制（技術面）

- 運営機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

(エ)運営機関の運営・維持の実績

- 運営機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

(オ)運営段階における技術支援の必要性

- 運営体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(21) 実施機関負担事項の整理

(ア)事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

(イ)事業実施上の規制

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(22) 免税措置の調査

☒ 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(23) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁷

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⁷概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

(24) リスク管理シート (Risk Management Framework) の作成

- ☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

(25) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

- ☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。
- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
 - 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - 軍事利用の回避 等

(26) コンサルティング・サービスの提案

- ☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。
- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁸について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
 - 既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。

(27) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

(ア) 定量的効果

① 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

⁸ 規模は「業務人月」とする。

- ・ サブローン累計融資件数及び小規模農家への融資件数
- ・ 本事業融資対象農家平均所得
- ・ 融資対象組合・企業の売り上げ増加率
- ・ エンドユーザーの生産作物の生産量/取扱量

(イ) 定性的効果

- ① 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

(28) 本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(29) プルーフエンジニアリング (P/E)⁹対応

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(30) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹⁰を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(31) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

⁹ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

¹⁰ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	第一次現地調査開始 2 週間前	英語	電子データ	
ESMS チェックリスト	契約締結後 2 か月以内	日本語	電子データ	
インテリム・レポート (中間成果品)	2026 年 2 月 27 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート (環境社会配慮部分)	2026 年 4 月 30 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026 年 4 月 30 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	CD-R	2 部
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			CD-R	1 部
		英語	製本	5 部
			CD-R	1 部

調査データ	契約履行期限末日	英語	電子データ	
-------	----------	----	-------	--

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- 記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等・提出期限：第一次現地調査（現地再委託または現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始 2 週間前・提出方式：電子データ（PDF 形式、英文。）

(3) ESMS チェックリスト（調査方針）

- 記載事項：第 4 条「業務の内容」（５）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、ESMS チェックリストの様式を用いて要約すること・提出期限：契約締結後 2 か月以内を想定。

(4) インテリム・レポート

- 記載事項：第 1 次国内・現地調査結果全体成果・提出期限：2026 年 2 月 27 日を想定・提出方式：電子データ（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文。）

(5) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

- 記載事項：調査結果の全体成果・提出期限：2026 年 4 月 30 日を想定（ESMS チェックリスト案による要約を含む。なお、ESMS チェックリスト案は和文・英文で作成すること。）

(6) ドラフト・ファイナル・レポート

- 記載事項：調査結果全体成果・提出期限：2026 年 4 月 30 日を想定・提出方式：電子データ（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文。）

(7) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した調査対象企業や融資対象となりえる企業等のデジタル画像集

(8) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約

- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(9) ファイナル・レポート（先行公開版¹¹）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - ・ 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - ・ 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - ・ 民間企業の事業や財務に関わる情報

(10) 調査データ

- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。
- 事業費算等の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹²の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	農家経済調査	農家グループ・組合・個人事業主、法人の金融アクセス、収入・資金調達・債務の状況、農業機材・設備にかかる資金ニーズ、農業機械・設備の所有・借入・調達状況、直面している技術的な課題、財務管理強化の方法を調査、保証制度の具体的提案、フォーマル・インフォーマル金	一式	定額計上

¹¹ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹² 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

		融事業者の有無等		
2	設備投資需要調査	主要アクターの実態把握（生産、収穫後処理、輸送、保存、卸売事業、小売事業、輸出事業、食品加工業など）、及び設備投資にかかる資金需要、投資可能性（市場の整備状況や投資規制の整理）等	一式	定額計上
3	環境社会配慮に係る調査	主な環境社会配慮項目の予測・評価	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒ 本業務では機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ナイジェリア連邦共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名 ナイジェリア全土
- (3) 案件名：農業金融ツーステップローン
- (4) 事業の要約：ナイジェリア産業銀行（Bank of Industry。以下、「BOI」という。）を通じた小規模農家・農業組合・農業関連企業への中長期的資金供給及び BOI の能力向上支援を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

ナイジェリア連邦共和国（以下、「同国」という。）は、アフリカ域内最大の人口を有し、アフリカ第 4 位の経済規模（2024 年）を誇る。同国において農業は、GDP 構成比の約 24%を占め、労働人口の約 34%が従事する主要産業であり、国土のうち約 77%（約 71 百万 ha）もの広大な耕作適地と肥沃な土壌や豊富な水資源に恵まれる等、その高い農業生産ポテンシャルから開発政策上も重要なセクターとなっている。しかしながら、同国の農産物の 9 割は、貧困率が高い地方部に居住する小規模農家によって担われており、農家の資金不足により設備や技術等への必要な投資が困難なこと、また流通インフラや一次加工施設の未整備といったバリューチェーン上の課題も多いことから、農業生産性は低く、最低限の食料が確保できない人口が全体の約 34%に上る等、同国の食料安全保障にとっても大きな課題となっている（WFP、2022）。更にウクライナ危機等を背景とした食料・エネルギー価格の高騰等の影響もあり、同国政府は 2023 年に食糧安全保障に対する非常事態宣言を発令、現在も逼迫した状況が続いている。

これらの課題に対し、同国政府は 2021 年に策定した国家開発計画 2021-2025（National Development Plan、以下、「NDP」という。）において、農業生産性の向上を通じて経済成長を牽引し、国内需要の充足と食料安全保障の確保を目指すべく、農業への民間融資の促進、収穫後ロスの削減、重点 6 作物（コメ、トウモロコシ、カウピー、キャッサバ、ミレット、ゴマ）の生産性向上等の目標を掲げている。同国農業食料安全保障省は、NDP の実現に向けて「National Agricultural Technology and Innovation Policy（2022-2027）」を策定し、食料の安定供給・価格低減による食料と栄養へのアクセス改善と、農業の産業振興加速による新たな雇用創出・国際競争力強化を目指し、農業機械化・高品質な農業投入材の利用拡大・農業金融アクセスの改善を進めている。

農業金融の拡大に向けては、2015 年からナイジェリア中央銀行が農業セクター向け融資プログラム（Anchor Borrowers' Programme。以下、「ABP」という。）を開

始し、小規模農家への資材供給や農産物販路確保を支援した。ABP は、一定の成果を残したものの、個々の農家に対するモニタリング体制や未回収率の高さ等の課題が指摘されたことに加え、開発金融制度再編の動きも受け、中央銀行が開発金融業務撤退方針を表明し、同プログラムは、2023 年 12 月に終了している。緊急事態宣言下にある食料安全保障を改善するためには、農業金融の 6 割を担っていた中央銀行に代わる資金源を至急確保する必要があるが、中央銀行と共に農業金融業務を担ってきたナイジェリア農業銀行（BOA）は、財務面で深刻な課題があり、経営基盤の再構築が必要とされている。

このような中、農業に留まらず産業全般における中小企業・大企業への融資を担う公的金融機関である BOI は、財務状況が安定しており、2018 年から「Smallholder Farmer Cluster Financing Programme（以下、「SFCP」という。）」を展開し、年々その規模を拡大してきており、小規模農家と密接に連携するスタートアップ等の農業関連企業への融資を通じて、これら企業を介した農業機械の貸出、高品質種子の配布、貯蔵・加工施設の整備等を行うことで、高い回収率を維持しながら年間約 3 万人の小規模農家の生産性・収入向上を実現している。また、BOI は、SFCP に加えてそれ以外の農業及び食料製造業向け融資も拡大しており、2023 年時点で年間約 1,173 億ナイラ（約 106 億円）相当を農業セクター向けに融資している。一方で、同国の農業セクターにおける農家、農業組合、農業関連企業、加工・販売業者等の一次資金需要の年間推計額は約 19,160 億ナイラ（約 1,724 億円）に達するとされており、依然として深刻な資金ギャップが存在している（JICA 報告書、2024）。BOI は、融資先のニーズに応え、比較的低利かつ長期の貸付を行っているものの、規模が小さく資金供給に限界がある中、農業バリューチェーン全体を対象としたより包括的な支援を可能とする資金が求められている。

農業金融ツーステップローン（以下、「本事業」という。）は、BOI への中長期的資金供給を通じて小規模農家・農業関連企業・農業組合向けの融資を拡大することに加え、BOI への能力向上支援を実施することにより、小規模農家の金融アクセス改善とともに、資材供給や収穫物集荷、販売体制等、農業バリューチェーンの各段階の強化を行うことで、小規模農家の生産性向上に向けた包括的な支援を促進し、同国農業セクターの生産性向上及び小規模農家の生計向上に貢献するものであり、同国の国家開発計画において優先度の高い事業に位置づけられる。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

本事業は、ナイジェリア全土において、BOI を通じた小規模農家・農業組合・農業関連企業への中長期的資金供与及び BOI への能力向上支援を実施することにより、同

国の小規模農家を中心とした農業バリューチェーンの機能強化及び小規模農家への包括的な生産支援の促進を図り、もってナイジェリア国内の農業生産性向上及び小規模農家の生計向上に寄与するもの。

②事業内容

ア) ツーステップローン（農業組合・農業関連企業向け融資）

イ) スリーステップローン（PFIs を通じた小規模農家向け融資）

ウ) コンサルティング・サービス（事業全体の運営・管理支援、BOI、PFI 等の審査及びリスク管理能力強化、他 JICA 事業及び援助機関との連携強化（ショートリスト方式））

② 事業実施機関／実施体制：ナイジェリア産業銀行（BOI）が借入人・実施機関となって資金管理及び事業を実施する予定。

以 上

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農業・農村開発分野におけるツーステップローンに係る調査等各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】類似業務経験の分野

① 対象国及び類似地域：開発途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025 年 12 月～2026 年 7 月

（2）業務量・目途

1）業務量の目途

約 30.00 人月

業務従事者構成の検討にあたっては、農業・農業開発金融、金融機関分析・財務分析、アグリビジネス、農業機械化、バリューチェーン開発（及び設備資金需要調査）、農業農村開発/農業経済、環境社会配慮の専門性を持つ従事者を含めること

2）渡航回数・目途延べ全 20 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 農家経済調査（農家・組合・個人事業主、法人・農村の金融アクセス、収入・資金調達・債務の状況、農業機材にかかる資金ニーズ、農業機械の所有・借入・調達状況を調査）
- 設備投資需要調査（優先するフードバリューチェーン関連企業の実態及び設備投資にかかる資金需要を調査）
- 環境社会配慮に係る調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配布資料 ※いずれも非公開のため契約後に配布予定。

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）
- ESMS チェックリストの様式、「サブプロジェクト・モニタリングフォーム案」

2) 公開資料

- アフリカ地域途上国での農業金融における FinTech の活用に関する基礎情報収集・確認調査報告書（2019）
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000040144.pdf>)
- アフリカ地域サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査（2020）
(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12357745_01.pdf)
- ナイジェリア国 農業セクター協力方針策定 に向けた情報収集・確認調査（2024）(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12376067.pdf>)

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願い

いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>
↓

2) 最新の安全対策措置を確認の上、渡航措置承認手続及び行動規範の順守を徹底してください。

① 事前準備

- 渡航日の 15 営業日前までに、渡航申請をナイジェリア事務所に提出してください。渡航申請の承認受領後、渡航日の前日までに渡航管理システムに渡航情報を入力してください。また、渡航人数は最小限とし、渡航計画段階で前広に同事務所担当者に渡航先を相談してください。
- 渡航前にナイジェリア事務所によるブリーフィングを受講してください。
- ナイジェリア事務所の注意喚起用 WhatsApp グループに参加してください。

② 宿泊先の手配

- ナイジェリア事務所が指定するホテルに滞在し、それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず同事務所の事前承認を得てください。

③ 滞在中

- ナイジェリア到着後は、速やかにナイジェリア事務所案件担当者に連絡を入れてください。
- ナイジェリア国内で使用可能な携帯電話に WhatsApp をインストールして常時携帯し、ナイジェリア事務所からの緊急連絡および安否確認に対応できるようにしてください。
- ナイジェリア事務所が貸与する無線機、衛星携帯電話、パニックボタンなどについては、必ず事前に利用方法を確認してください。
- 移動は車両を使用し、公共交通手段の利用は禁止します。

3) 武装警官の手配（FCT 以外の州への業務渡航のみ） FCT 以外の州への業務渡航（本件では、ラゴス州が想定される。）には、武装警官の帯同が必要となるため留意してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第 1 章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

152,872,000円（税抜）

※上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（20,200,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	農家経済調査	「第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	10,000,000 円	環境調査費一式	現地再委託
2	設備投資需要調査	「第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	5,000,000 円	環境調査費一式	現地再委託
3	環境影響評価調査に係る経費	「第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	5,000,000 円	環境調査費一式	現地再委託
4	武装警官の手配にかかる経費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. （6）2）	200,000 円	警護警官手配費用	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（１０）その他留意事項

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、首都アブジャを含む連邦首都区（FCT）及びラゴス州のみ、一律 17,000 円／泊として宿泊料を計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。なお、上記以外の地域は、経理処理ガイドラインに従い計上を行うものとし、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減が適用されるため、ご留意ください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)